

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年2月12日

福島県いわき地方振興局長 根本 和代

1 入札に付する事項

(1) 買入れをする物品等の名称、規格・品質及び予定数量

令和8年度単価契約

物品名	規格・品質	単位	令和8年度予定数量
コピー用紙（A4）	2,500枚入／箱 総合評価値80以上 グリーン購入法適合商品	箱	6,068
コピー用紙（B4）	2,500枚入／箱 総合評価値80以上 グリーン購入法適合商品	箱	889
コピー用紙（A3）	1,500枚入／箱 総合評価値80以上 グリーン購入法適合商品	箱	634

(2) 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) 納入方法 適用公所へ持ち込み

(4) 適用公所 いわき合同庁舎内公所

いわき地方振興局、相双保健福祉事務所いわき出張所、いわき農林事務所、
水産事務所、いわき建設事務所、いわき教育事務所

いわき合同庁舎外公所

浜児童相談所、水産海洋研究センター、勿来土木事務所、
鮫川水系ダム管理事務所、小名浜港湾建設事務所、磐城高等学校、
磐城桜が丘高等学校、平工業高等学校、平商業高等学校、
いわき総合高等学校、いわき光洋高等学校、いわき湯本高等学校、
小名浜海星高等学校、磐城農業高等学校、勿来高等学校、
勿来工業高等学校、いわき翠の杜高等学校、聴覚支援学校平校、
平支援学校、いわき支援学校、いわき支援学校くぼた校、
いわき中央警察署、いわき東警察署、いわき南警察署

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（有効期間 R6.4.1-R8.3.31）」に登録され、入札参加希望地域を「県内全域」又は「いわき」とし、いわき市内に本店又は支店・営業所等の事業所を有する者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年2月27日（金）正午必着
- (2) 提出場所 郵便番号970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地
福島県いわき地方振興局出納室

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県いわき地方振興局出納室ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年2月12日（木）～令和8年3月9日（月）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月9日（月） 午前9時15分

イ 場所 福島県いわき合同庁舎 4階中会議室

ウ 郵送による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県いわき地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 入札方法

契約方法は外税方式とするため、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税及び地方消費税を含めない単価を記入すること。

(3) 落札者の決定方法

品目ごとに、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 最低制限価格 最低制限価格は設定しない。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他 詳細は入札説明書による。

(7) 本広告に関する問い合わせ先

福島県いわき地方振興局出納室

電話番号 0246-24-6042

電子メール iwaki.suito@pref.fukushima.lg.jp

※ 質問の受付は原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。